

介護予防・日常生活支援総合事業とは？

「介護予防・日常生活総合事業」のサービスを利用できる人は、

- ① 要支援1・2と認定された人
- ② 基本チェックリストで介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された人

主なサービス内容

■ 通所型サービス

・くらしいきいき教室

週1回の通所によるリハビリと月1回のご自宅訪問で生活環境調整などが受けられます。

・健康・ケア教室

運動・栄養・口腔・認知症予防などに関する予防教室です。

・シルバーサロン

茶話会、体操など地域住民と相互に交流する場です。

「宅老所」「ふれあいサロン」「まめじゃ会」など。

■ 訪問型サービス

・栄養いきいき訪問

管理栄養士が訪問し食事内容等を確認しお一人お一人に合った栄養指導が受けられます。

・お口いきいき訪問

歯科衛生士が訪問し口腔清掃や口腔体操、呼吸や発声などについてのアドバイスが受けられます。

・えぶろんサービス

シルバー人材センター会員による掃除、洗濯、買い物等の日常生活支援が受けられます。

・おいしく食べよう訪問

食生活改善推進員による栄養バランスのよい食事の献立や調理の相談が受けられます。

◆お住まいの地区の地域包括支援センターにご相談ください。

名称	所在地・電話番号	担当地区
東部地域包括支援センター	内堀51番地 ☎ 24-8080	精義・立教・城東（地蔵・東野を除く） 修徳・大成
西部地域包括支援センター	西金井170番地 ☎ 25-8660	桑部・在良・七和・久米
南部地域包括支援センター	江場776番地5 ☎ 25-1011	日進・益世・城南 城東（地蔵・東野のみ）
北部西地域包括支援センター	多度町多度1丁目1番地1 ☎ 49-2031	筒尾・松ノ木・大山田・星見ヶ丘 野田・藤が丘・陽だまりの丘・多度
北部東地域包括支援センター	長島町松ヶ島66番地 ☎ 42-2119	大和・新西方・深谷・長島
中央地域包括支援センター	中央町2丁目37番地 ☎ 24-5104	全域

